（1）　昭和23年3月24日第三種郵便物認可
昭和25年12月22日日本国有鉄道特別扱承認新聞紙625号　縣民の友　昭和29年4月15日　第201号

縣民あげて復興へ、

予算執行に万全を期す

縣会を終えて知事議長対談

百五十四億円という空前の大当初予算を原案通り無修正で可決した二月定例縣議会を終って、小野知事と平越縣会議長は、六日昨年の災害復旧に縣民あげて努力すべき新年度の始めにあたり、関係者の強い協力を望むと共に、災害復旧に努力しなくてはならないと当局の抱負を語った。

議長　今期は無修正で知事にとつ会心の議会であった事と思う。しかも三十八人という膨大な質問が約十日間展開された議場の思い出は、知事の任期満了の二十九年度予算審議ということで意義深い。そういう意味で議員質問の最も感慨深かった点から御意見をきかしてほしい。

知事　曽一生縣命で非常に建設的な意見が多く県政を思う現われだと感謝している。

何にしても百五十四億という空前の大当初予算を通してもらって最後に議長が議場で挨拶したようにこのうち九十数億が災害復旧予算で長い間かゝった議会の審議の気持を体して予算の執行に充分の注意をもつてやれ、といわれたが、それだけを特に心してやっていきたいということが一番感銘の深かつた点です。

それから一旦緩急ある時、団結して外へ向うといったような形で、今年の県予算をみると災害をいかにして復旧するかそれ以外に県の生きる道がない。追いつめられたという現実が、四十八余りの人が演壇に立ちながら無修正で可決してもらった。

議長　一般の人は、災害復旧に力を入れることは解るが、それを強調するの余り、一般事業をどうするか心配のようですが。

知事　百五十四億の費用のうち九十億の災害復旧費をひくと六十四億あまり残る。これは前年度の七十億の予算から過年度災害をひいた当初予算に比べると少くない。それは災害で県民の心が減入りこんで、果して県政の健全を期することが出来るかということを心配したのです。それに政府、特に農林省関係の農地復旧なんかは元町村にも充分御理解頂いて、県も貧乏だが国の財政もこうだとお互いに理解し合って更に勇気を起して災害復旧と取組んで貰いたい。従って議会の最終に当局へ要望したように第一線まで知事同様張切って貰うと復旧の進捗など更に目に見えるものがあると思うんですがね。

知事　そうです。県庁職員を第一線まで張切らすことは当然ですが更に災害地の町村民、県民が張切って貰わねはならんと思う。議長が予算の執行に当っては議員の気持を充分汲みとっていけといわれたことは夢にも忘れられないことです。議員諸君においても政府が苦しい財政の中からこれだけまでに考えてくれているから、それに対する町村民の覚悟というか将来の努力というか、そうした面を町村民におたのみして貰うことは理事者である私たちよりも議員諸君が行脚して貰えれば三十数日かゝって審議して頂いた予算を実現する上に効果ある方法だと思う。その点議長からも議員諸君にお願いして貰いたいと思っています。

議長　大いに当局鞭撻の意味で休会中は選挙区にかえって予算の執行が充分効果をあげうるように各自がやりたいと思っています。

知事　お願いします。何といっても災害復旧。今年の予算は九十億の災害復旧費をひくと六十四億あまり残る。これは前年度の七十億の予算から過年度災害をひいた当初予算に比べると少くない。それは災害で県民の心が減入りこんで、果して県政の健全を期することが出来るかということを心配したのです。それに政府、特に農林省関係の農地復旧なんかは元町村にも充分御理解頂いて、県も貧乏だが国の財政もこうだとお互いに理解し合って更に勇気を起して災害復旧と取組んで貰いたい。従って議会の最終に当局へ要望したように第一線まで知事同様張切って貰うと復旧の進捗など更に目に見えるものがあると思うんですがね。

知事　そうです。県庁職員を第一線まで張切らすことは当然ですが更に災害地の町村民、県民が張切って貰わねはならんと思う。議長が予算の執行に当っては議員の気持を充分汲みとっていけといわれたことは夢にも忘れられないことです。議員諸君においても政府が苦しい財政の中からこれだけまでに考えてくれているから、それに対する町村民の覚悟というか将来の努力というか、そうした面を町村民におたのみして貰うことは理事者である私たちよりも議員諸君が行脚して貰えれば三十数日かゝって審議して頂いた予算を実現する上に効果ある方法だと思う。その点議長からも議員諸君にお願いして貰いたいと思っています。

議長　大いに当局鞭撻の意味で休会中は選挙区にかえって予算の執行が充分効果をあげうるように各自がやりたいと思っています。

知事　お願いします。何といっても災害復旧。今年の予算は九十億の災害復旧費をひくと六十四億あまり残る。これは前年度の七十億の予算から過年度災害をひいた当初予算に比べると少くない。それは災害で県民の心が減入りこんで、果して県政の健全を期することが出来るかということを心配したのです。それに政府、特に農林省関係の農地復旧なんかは元町村にも充分御理解頂いて、県も貧乏だが国の財政もこうだとお互いに理解し合って更に勇気を起して災害復旧と取組んで貰いたい。従って議会の最終に当局へ要望したように第一線まで知事同様張切って貰うと復旧の進捗など更に目に見えるものがあると思うんですがね。

知事　そうです。県庁職員を第一線まで張切らすことは当然ですが更に災害地の町村民、県民が張切って貰わねはならんと思う。議長が予算の執行に当っては議員の気持を充分汲みとっていけといわれたことは夢にも忘れられないことです。議員諸君においても政府が苦しい財政の中からこれだけまでに考えてくれているから、それに対する町村民の覚悟というか将来の努力というか、そうした面を町村民におたのみして貰うことは理事者である私たちよりも議員諸君が行脚して貰えれば三十数日かゝって審議して頂いた予算を実現する上に効果ある方法だと思う。その点議長からも議員諸君にお願いして貰いたいと思っています。

（対談中の小野知事㊧平越県会議長㊨）

定例二月県会終る

当初予算百五十四億

28年度追加予算四億八千

▼二月二十六日＝昭和二十九年度予算を審議する二月定例県議会は午後二時四十五分平越議長開会を宣し、二十七議案を一括上程、小野知事から説明を受けた。

ついで那須芳雄議員（西牟婁郡選出、新政クラブ所属）が一身上の都合により議員辞職の意を表明したが赤根議員から辞職許可の件を同日の議題としない動議が可決され、午後四時二十四分散会した

▼二月二十七日から三月七日まで議案熟読のため休会

▼三月八日＝那須議員の辞職を許可することに決し、坂議員から惜別の辞があった。

ついで大島軍事基地設置の補償額等を含む三議案（第二十八号から第三十号）が追加上程され、森岡島本、的場議員からそれぞれ知事との間に活発な質疑応答があって後採決に入り起立多数で三議案は可決された。

▼三月十一日＝○津田議員、入場税軟食税についてなど。

▼三月十二日＝議案第三十一号を追加上程、ついで宮本議員外十一名提出の電気料金値上反対の決議案を可決した。

▼三月十三日＝○上松議員、柑橘優良苗木の育成など　○田中功議員、農業協同組合統合問題など　○山崎議員、道路行政の重要性及び道路補修についての方策など

○前田信議員、和歌山市中央市場と和歌浦魚市場との関連についてなど○岡崎議員、青少年不良化防止など。

▼三月十五日＝○峰畑議員、軍人関係の組織と右翼団体の動向についてなど○竹中議員、土木工事指名入札と請負業者の厳選など○赤根議員、熊野川電源開発に関する諸問題についてなど。

▲三月十六日＝議案第三十二号から第四十四号まで追加上程、○岡本長議員、災害復旧工事の監査問題など○島本議員、地方税改正後における県財政についてなど○浦神議員、富田川堆積土砂と治水対策など○田中大議員、果樹振興費の増額と果実税の廃止など

▼三月十七日＝○的場議員、中小企業使用者に対する労働教育など○西川議員、和教組の偏向教育問題と学校新聞の指導についてなど○森岡議員、徴税に対する県の基本的意見など○下西議員、網紀蕭正と最近における県の汚職事件など○中前議員、救難船建造についてなど。

以上の質問に対し、知事及び関係部課長、各種委員会から答弁があり、ついで上程各議案、知事専決処分及び願請処理について各常任委員会に付託し、午後七時三十六分散会した。

▼三月十八日から二十六日にわたり各種委員会及び二十七年度決算審査委員会を開催

▼三月二十七日＝午後三時五十四分再開、各委員会に付託された議案、知事専決分及請願処理について森岡農林、奥崎（代理）農地宮本経済、得津民生、田中大文教、浦神土木、窪田衛生、松本総務各委員長から審査の経過結果報告の後採決に入り原案通り可決した。

請願四十七件中採択三十三件、不採択四件、継続審議十件と決定ついで土肥決算審査委員長から同委員会の結果報告があり、これを承認し午後四時二十四分散会した

▼三月二十九日＝議案第四十五号から第六十号まで追加上程、議案全部委員会に付託した。

▼三月三十日＝各委員会開催。

▼三月三十一日＝各委員長から委員会審査の経過並びに結果報告あり、島本、窪田、丸山、峰畑各議員から災害復旧工事能力と発注期間について、工事の監査について土木農地工事業者の選定について財源と繰越金についてなどの問題を委員長及び県当局に夫々質議があって採択に入り原案通り可決。引続き「電気法制定に伴う電気事業者の兼業規資に関する要望」「宮本議員外十一名提出、「国鉄輸送力増強についての要望」坂議員外三名提出の二決議案、「覚せい剤対策強化について」的場、藤本議員提出、「紀勢線早期全通の積極的な予算措置について」坂議員外三名提出の二意見書を夫々可決、中央関係官庁へ提出した。

最後に平越議長から会議中に展開された議員の希求を充分執行面に反映することを要望する挨拶があって閉会した。

滴々抄

●台風、水害、地震わが和歌山県は、あまりがたくないあらゆる災害に見舞われて全く気息えんえんだ。●これらの災害は、天変地異であるのだから、今のところ、人力で防げる範囲は、極めて小さい。●ところが、いま一つの災害も、近頃、紀州名物の一つになりそうである。まことに残念なことである。●火の不思議な威力は、古代人をしてアグニ（火）崇拝の宗教にまで、発展せしめている。それほど偉大である。●しかし、この火難だけは、人力をもって防止することが出来る。注意、即ち火の用心がそうだ。細心に注意するところ、火害は殆ど生じ得ない性質のものである。●石油コンロが、ぱっ発した。おどろいて水をぶっかけた。火はますます燃えひろがる。そして四十戸の世帯が焼け出される。●たき火のあとの灰を灰小屋にとった。その残り火が数十戸の家を焼き、数千町歩の美林を焼く。●ハイカーの煙草のすいがら、山に働く仙人の煙草の火から、山火事がおこる。●すべては、不注意、不用意によるものであって、一瞬のうちに巨万の富が灰になるのである。おそろしいかな火！否、おそろしいかな不注意！●滴々子、この欄を担当して以来いつも災害ばかりを書いているので桜咲く四月、観光紀州の美を讃えたいと予定していたが、思いあまって、また火害を書いて仕舞った。●四月四日、和歌山公園の桜の下で、消防団服を着た数十名が、放歌乱舞、まことに楽しそうに平素の労苦を洗っている…言葉の詰りから見ると、おそらく大和路からのお客さまのようだ。筆者はつくづく思った。この時間に、この人々の属する村に火災がおこったらどうなるかと。●慄然とする筆者は、あまり神経質すぎるのであろうか。ともあれ貧乏県和歌山を守るため、火の用心こそ限りなく大切である（晃）

縣営和歌山競輪
発走11時

4	月
20	23
21	24
22	25

発行所　和歌山市小松原通一丁目　縣企画広報課
編集発行人　藤田定基
毎月一回十五日発行　印刷所　和歌山印刷㈱
定価一部2円50銭

町村産業振興愈々推進へ

モデル町村二十ヶ村指定

最近、全国各府縣の農山村や漁村で産業振興計画という計画がたてられ、関係者が熱心にこの問題と取組み、自分の住む村を明るく楽しくするために熱心に努力しています。今回縣では産業振興計画を作り、新たに二十のモデル町村を指定して積極的にこの計画を進めることになりました。

終戦直後の農山漁村のインフレは、農村に「尺祝い」という新しい言葉を残しました。百円札を積み重ねて一尺になる毎にお祝いをしたというのであります。真疑の程は別として、それ程に農山漁村は一時潤ったのです。しかし、その後数年もたたないうちに農山漁村は再び苦境に陥りつゝありますしかも「尺祝い」までしたという農山漁村に、今日振返ってみるとそれ程の資本の蓄積もされず、又再生産のための基盤も造成されなかったことは何としても残念なことです。講和独立後第三年目を迎えた今日、我国の内外情勢は極めて重要な段階に立ち至っており、祖国再建のため、国民相互の協力による自立への道が強く要請されています。しかも祖国再建への道に横わっているいろいろの問題、例えば人口問題、食糧問題等の解決のためにも農山漁村への期待は非常に大きいのです。このときに当って、農山漁村をどうして、再建すべきかということが、農山漁村自らの声として真剣に叫ばれ、研究され出したことは喜ばしいことです。県では、ことしの新しい仕事として、全力をあげて県民自力再建運動を推進していますが、この運動の一環として、県民の自興意欲、自主的な努力により、村々の産業を振興して、豊かな住み良い村を造っていただくことを考えています。そこで、差当って村の産業振興計画の樹立を促進するために、農村山村、漁村を対象として県下に二十ケ町村の産業振興計画モデル町村をつくって、重点的に指導をして行くことになりました。そしてこれを池の面に投ぜられた一石として、その波紋のように県下町村に推進して行くことになりました。町村産業振興計画の考え方やつくり方についてモデル町村の指導者の方々と懇談した二、三の問題をここにあげて見ましょう。

自らの手で計画樹立

問　村の産業振興計画ということ簡単に言えばどんなことですか

答　色々言い方があると思うのですが村の発展、産業の発展を阻害しているいろいろの問題がありますね。例えば土地の改良とか、技術の改良とか、生産物の販売方法とか、或はまた生活の改善というように、夫々の村によって色々の問題があります。これらの問題を村の人達の熱意と協力によって計画的に切り拓いて行くことだと思います。

問　それでは、昭和七、八年頃盛んに叫ばれた農山漁村経済更生計画と同じようなものですね

答　そうです、事業の内容については大体よく似ています。がしかしその考え方、また方法については大分違っていると思います。経済更生計画も今度の産業振興計画と同じく村の不況を克服する計画であるが、その当時の計画は、主として村の自給体制を強化するという方向で考えられたのであり、ここでいう産業振興計画とは違っています。また計画を作る方法においても、経済更生計画は県でつくった計画、あるいは村の指導者がつくった計画を村民に協力さすという傾向が強かったのです。しかし今度の産業振興計画はあくまでも村民の盛り上る力によってつくられ、実行されるのでなければなりません。

更にもう一つ違っている点は、経済更生計画には、その計画事務費及び事業資金として相当、国あるいは県の補助がありましたが、これからの計画には、このような計画事務費の助成はなく財政的援助があまり期待できなく、自力振興を建前としなければなりません。以上の点から見ると、昔の計画より一層難しくなっているといえるわけです。

段階をふんだ計画

問　それでは村で産業振興計画を樹てようとする場合、一体何から手を付ければいいでしょうか

答　計画を進めるには（一）準備（二）基礎調査（三）計画の立案（四）計画の実施、という四つの段階があると思います。そこで先ず第一にしなければならないのは計画をつくる準備で、すなわち計画の趣旨を充分に村の人々に普及して、村振興の気運を盛り上げることと、計画を進めて行くための組織（母体）を作ることが是非必要だと思います。

問　組織というと

答　先程言ったように、計画は村民の自主性が基礎になるものですから、常に村民の意向が反映されながら行われるようにしなければなりません。したがって村民の考えを充分に反映さすことの出来るような組織、例えば村の執行機関、議決機関の関係者、農業委員農協会長、森林組合長、漁協組合長、部落会長、学校長、青年会長友の会、4Hクラブ、婦人会等村のいろいろの機関や階層の人々で構成する計画をつくって、計画の審議や立案をするのが良いと思うのです。

問　第二番目の基礎調査とは、どんなことをするのですか

答　一口に言えば、村の実態がどうなっているかをしらべることです。非常に簡単な仕事のように思いますが実はこの仕事は計画をつくる上で、最も大きなまた難しい仕事だと思います。村の実態を調べることによって、発展をさまたげている原因はどんなところにあるのか、将来どう言う点を改善しなければならないのかということを見付け出すわけです、丁度医者が患者の症状を聞いたり、身体を診たりして、どこが悪いのか、何の病気なのかを診断するのと同じことで、この診断によってどんな手当をすれば良いのか、どんな薬を与えれば良くなるのかが決まるわけですから、この仕事は慎重にやらねばなりません。

具体的な計画の進め方

問　それでは計画には、どんなことを取りあげれば良いのですか

答　いま申しましたとおり、計画の中に取り上げる事柄は実態を診断した結果によってきまるものですから、夫々の村によって違ってくるものですから実態を診断してからでないと具体的には言えないと思います。唯注意しなければならないことは、一度に何もかも全部やろうとしても仲々できるものではありません、ですから差当って第一番に何をやれば、最も効果があがるかを検討して、計画にとりあげ、一歩一歩順を追って前進してゆくようにするのが良いと思います。従って計画は長期計画年度計画、更に月別計画というように分けるとともに、重点項目を明確にしておくのは効果的だと思います。

問　計画を実施する場合に、資金が必要ですが、村財政の現状ではとても賄えません。こんな場合どうしますか

答　勿論計画に盛られている内容は、すべて経費がかかるものとは限らない。例えば新しい技術の普及とか、生活の改善とかいうように経費をかけないで、或は少しの経費で相当の効果をあげられることは沢山あります。而し公共事業、土地改良というような事業はそれ相当の資金のいるのは当然です。がしかし、この場合考えねばならないのは、現在の国財政、県財政の実状から見て、経済更生計画のときのように多くの事業資金を国や県の補助に期待できないということです。あくまでも自力振興を建前とすることを念頭におかねばなりません。唯国或は県の施策の中の補助或は融資等の対象になっている事業に対しては、補助の獲得、融資枠の獲得に出来る限りの協力、援助をいたしたいと思います。

なお最後に御了解を得たいのは、計画の樹立及び計画の実行などについては、企画広報課が中心となり、県庁各課の横の連絡を緊密にして、できるだけの援助を惜しまないものであり、又地方事務所を擁め各出先機関を動員して計画の初立、実行の御相談に応じ、便宜をはかりたいと考えています。

訂正　先月発行の本紙三面掲載の町村合併対談のうち、浅名総務部長発言の人口三千以下の町村では町村税の十一%、人口八千以上では町村税の六一・五%とあるをそれぞれ一一〇%、六一%と訂正します。

児童福祉週間を迎えて

民生部長　藤範晃誠

目に青葉山ほとゝぎす初鰹の五月が訪れて参りました。風薫る五月、くっきりと晴れた青空に腹一杯の風をのみ、伸び〳〵と泳ぐ鯉上りを見るにつけても、わが国の次代を担う児童に幸あれかしと願わずにはいられません。今こゝに昭和二十九年度児童福祉週間を迎えるにあたって所感の一端を申し述べてみたいと思います。何処の家庭でも、またどこの社会でも子供は、明日への明るい希望であり、人類進歩の若芽であります。この若芽を強く正しく立派に育てあげるのがわれわれ大人の務めであり社会全体の責任であります。

戦後わが国の子供の状況は、まことに寒心に堪えないものがありますが、われわれは、これをひとり敗戦という結果がもたらしたものとして頬かむりすることは、出来ないのであって終戦後九年の今日なお児童の不良化や人身売買、その他の諸問題が山積しているばかりでなく、むしろ増加の傾向さえ見受けられるのであります。これは現在社会の行詰った経済状態と国民全般の児童観の貧困が根本的な原因でありましょうが、吾々としてはこの苦しい経済状態の中でも、貧しいながらもそれなりに、児童のすこやかな育成のためにこの事業を強力に推進して行く必要があると思います。従来とかく自分の子供さえよければ、他人の子供はどうでもよいと考えられがちであったのですが、この誤った考えをただちに改めていただいて、どこの子供でもみんな幸福にしなければならないという気持で、まず身近なところから実行して行き、児童福祉の実効を収めるようにいたしたいものであります。こうして全ての子供が暖い愛とまことによって結ばれ、夫々よい国民であると同時によい子供として導かれるならば、人類の平和と文化の進歩の上に、大きな幸福をもたらすでありましょう。

新しく独立国家として出発したわれわれは、子供のために、また祖国日本のために、次代を担う子供達を心身ともに健かに育て上げて立派な国民にしたいということは、世の親達のすべてが、不断に念願しているところであります。

今般子供の日、母の日を含めて五月五日から向う一週間児童福祉を強調する週間として、各市町村においてそれぞれその土地の実態に即した児童福祉週間が展開されますが、ただ単に児童福祉の周知をはかりあるいは子供のための種種の催しをして子供をたのしませる等々の華かなお祭騒ぎに終ることなくあくまでも子供を中心とした家庭における、児童福祉の増進と、児童の社会的、文化的環境を明るくするための契機となるような運動を展開されるよう切望する次第であります。

―不幸な子のために―

里親および職親を求める運動

四月五日から六月五日までの間、児童（民生）委員が主体となって「里親及び職親を求める運動」を展開しております。児童の保護は家庭に優る環境はないという児童福祉の原則からみてよき里親及び職親を広く求めるというのが本運動の目的であります。

戦争、災害、その他の事情により県下に相当多くの恵まれない子供がいます。これら何の罪もない不幸な子供達にも、どうにかして温かい家庭の恵みを与えて伸々と明るく育て上げたいものです。そして子供たち自身の手で真に生きて行く力を生み出せるようなよい環境の中で育くんでやりたいものです。このよい環境――よい家庭と生みの親に代る温かい愛の手を社会の皆さんの御協力で子供たちに与えることができるのです。それが即ち「里親」なのです。このような子供たちを自分の家庭に引取って温かい親心で正しく明るく育てて下さるのが里親制度です。

一方義務教育を終了した年長の子供たちのためには、特に職親制度というものがあります。この制度は義務教育を終えた子供を自分の家庭に引取り、将来独立自活できるよういろいろの仕事を子供たちに教える人で里親と同じようなものですが、特にこれを保護受託者と呼んでおります。

普通の家庭であってこんな子供を育てゝやろうと希望する人なら誰でも里親になれますし、職業を持った家庭で年長の子供に技術の指導を希望する人なら誰でも職親になれます。この里親や職親を希望する人は、近くの児童（民生）委員に相談するか、または最寄の地方事務所民生課（市においては福祉事務所）か中央児童相談所に申込んで下さい。申込を受けた地方事務所長（福祉事務所長）児童相談所長は、里親、職親の希望条件や家庭の状況等を調べた上で知事にその申込書を提出し知事がこれを適当と認めますと児童福祉法による里親、保護受託者として登録されます。

里親、職親に子供が委託されるときは、預ろうとする家庭の希望条件等を充分尊重し、又子供についても予め慎重に調査や診断を行って最もよい組合せができるよう取り計らわれます。こうして子供が委託されますと、児童福祉司、社会福祉主事又は児童委員がいろいろのことについて相談に伺いますから何事も遠慮なく御相談して下さい。

里親として子供が委託されますと子供の生活費及び手当として国及び県から次のような費用が支給されます。里親委託児童の生活費として一人当一日七三円七一銭、里親手当として一人当月額二五〇円その他学童には教育費（学校給食をする場合はそれを含む）病気になった場合は医療費、乳児には人工栄養費が別途に支給されます、また保護受託者（職親）の委託費としては手当月額二五〇円が支給されます。

現在県下に一六四の里親家庭があり一九五人の子供がそこにあずけられてすくすくと健全に育てられています。過去の生活から刻まれた暗い影のある顔をもった、これらの子供たちが今では見違えるように幸福な明るい顔に変っている事実を見ましても、ますますこの制度が普及発展することを願わずにはいられません。理屈では子供は健全に育ちません。実際に子供を引取って世話をする里親制度に皆さんがすすんで御協力下さることを期待しております。

自二十九年四月一日

自力再建県民運動

災害復旧運動

産業振興運動

至三十年三月三十日 [illegible] 新生活運動

働きつつ職業教育を
災害復興 青年隊近く誕生

県で本年度の新しい事業として、働きながら職業教育をうける災害復興青年隊を結成して、貴志川の災害復興事業並びに山田ダム建設事業に導入することになりました。

災害復興青年隊の目的

この災害復興青年隊は、県内青年が自発的に青年隊を結成し、災害復旧事業と総合開発事業に従事しキャンプで共同生活しながら、夜間や雨天の日を利用して一般教育と、建設事業についての技能教育をおこない、隊員の専門技能の修得をはかり、優秀な青年技能者を育成し郷土の復興再建をはかることになっています。

災害復興青年隊の編成と運営

青年隊は二十五名で一隊が編成され、補導員一名を常置して隊員と共同生活をしながら作業教育、共同生活についての隊員の指導にあたることになっています。

隊員の作業及び教育期間は、本年五月上旬より始め来年三月末に終りますが、この期間中隊員は労働基準法により工事施行者と労働契約を結んで作業に従事します。作業は一日八時間で一般労務者程度の日給が支給されます。

隊員は県の施設したキャンプで共同生活をしその費用は、作業賃金より支払われます。

導入場所と作業内容

本年度はキャンプが那賀郡東貴志村字井の口に設けられ、作業は東貴志村、中貴志村、調月村、丸栖村で貴志川災害復旧事業や紀の川十津川総合開発事業の山田ダムの建設を行うことになっています。

作業の内容は河川改修・耕地復旧井堰水路工事等の土木施行、測量機械操作、建設機械の整備等でブルトーザー、パワーシャベル、ミキサーなどの土木機械も使用されます。

隊員の教育

隊員には夜間雨天を利用して、社会的教養を高め特殊技能を習得するために教育が行なわれます

講師には建設省、農林省、県等の専門技術者が当り、大体次の計画で行なわれますが細部については青年隊で検討されます。

一般教育

社会人として教養を高めるために必要な一般教育が行われます。

技術教育

技術教育は測量科、建設機械科、土木施行科の三科にわけ隊員は希望により科目を選択することになっています。

測量科では測量士補の資格をとるに必要な、測定（距離測量・三角測量・水準測量・平板測量・面積及び体積の測定）や応用測定の概説をまた建設機械科では、建設機械のオペレーターの資格をとるに必要な、機械の要素・初等機械製図・自動車機械材料・機械工作法・建設機械概説等を、また土木施行科では土木工事の現場助手や帰郷して土木工事の指導に当れるように土木材料及び石工、コンクリート工、基礎工、各種構造物概説、工事手続の概要等が行われます。

特別技能教育

隊員のうち特に優秀者数名をえらび、建設省の行う特別技能教育に三ケ月内外の期間派遣されます。

修了後の措置

青年隊の修了者には、期間中に適性、作業成績、技能習得状況等の調査、並びに就職希望・自立等について調査して就職斡旋、自立に県や災害復興青年協会が積極的にのりだすことになっています。

隊員の募集

資格　十八才以上二十三才までの独身男子で新制中学卒業程度以上の学力を有するもの

募集人員　二十五名

参加申込　四月二十五日までに和歌山市城内県立図書館内和歌山県災害復興青年協会長宛、参加申込並に履歴書（自筆）、市町村長及び市町村青年団長の推薦書をそえて提出して下さい。

選考　選考は面接及び身体検査について行れ、有田郡以北の紀北地区は四月二十八日日高郡以南は西牟婁地方事務所で四月三十日各々午前十時より行われますので申込者は、最寄の会場へ参集下さい

なお詳細については市町村役場又は、市町村青年団長にお聞き下さい。

明るく住みよい村を
第四回 農村青少年クラブ 実績発表大会開かる

農村を明るく、住みよくするために、農村青少年クラブの人たちが農業の改良、農家生活の改善、農村文化の向上をめざしてみずからの頭脳、みずからの技術、みずからの心、みずからの体力で熱心にはげんでいますが最近、県下各地に優れたクラブが数多く結成されその成績もまた非常にすぐれたものが多く、農村に大きなプラスとなっています。クラブ員たちは、それぞれの村において、また部落ごとに会合をもち、若葉クラブ、興農クラブまたその村の或は部落の名前をとって、〇〇村４Ｈクラブ等々と二〇名あるいは三五名までの人数でクラブを作り、一人一人が自分の地域で要求されていることや、自分で充分なしとげられる適当な研究課題をもってたえず研究を続けています。これを４Ｈクラブプロジエクト活動といっています。

クラブやクラブ員はこのプロジエクト活動をますます盛んにし、又進展させるためにクラブ集会・クラブ巡回訪問・先進地視察・講演会・キャンプ大会・映画会・品評会・展示会・社会奉仕など数多くのクラブ行事を計画してこれに参加して見聞をひろめ、ゆたかな経験を身につけています。

毎年一回このプロジェクトの発表会が開かれますが、今年は第四回の実績発表会が去る三月十一・十二の二日間、労働会館で開催されました。この発表会には各地区の予選を通過し、各郡の大会に入選した郡市代表が参加して行われました。県大会で最優秀賞をえたクラブ員は次のとおりで、これらのかたがたは引続いて三月二十二日より六日間、東京で開かれた第三回全国農村青少年クラブ実績発表大会に参加し、それぞれ予選および模範発表にすぐれた成績をおさめました。

プロジエクト発表の部

（少年）
保温折衷苗代について
海草郡加茂村青枝四Ｈクラブ　岡本節治 (19)

（青年）
温州みかんの摘果の効果
有田郡宮原村宮原四Ｈクラブ　久喜正春 (22)

演示の部

簡単な三条縄機の作り方
那賀上名手村　宮本雅美 (21)
上名手四Ｈクラブ　中山正美 (21)

みかんの二芽接について
有田郡糸我村　吉田忠夫 (19)
糸我四Ｈクラブ　桑原清喜 (18)

（写真㊤は久喜君㊦は吉田・桑原君の発表振り）

入選きまる
町村合併 ポスター・標語

県ではさきに町村合併促進についてのポスター・および標語を募集中でしたが、このほどポスター四十二点、標語一、二七〇点の応募作品の中から審査の結果、次のかたがたが当選されました。

（ポスターの部）
一等　新宮市池田町　風富美夫
二等　和市中之島　野上博美
〃　和市尾形町　川崎啓生
三等　西牟婁白浜町　瀬川久之
〃　和市中之島　野上博美
〃　新宮市池田町　風富美夫
佳作（四点）

（標語の部）
一等　新宮市　山本二美子
町や村併せて伸びる地方自治
二等　和市東長町　高井　三
どの村も意地とれ　手をとれ境とれ
〃　和市東長町　高井　宏子
今日からはあの子も　この子も同じ町
三等　新宮市伊佐田　鈴木　勝二
伊都富貴村　稲葉　正一
伊都紀見村　児玉　幸子
佳作（六点）

（ポスターの部一等風富美夫さんの作品）

優秀赤ちゃんを表彰
「子供の日」に縣廳で

第六回全日本赤ちゃんコンクールと、県下乳幼児コンクールは去る三月県下全市町村で行われましたが、このうち昭和二十八年三月生れの赤ちゃん一、四九六名のうち、受検者は六八%の一、〇一八名で、昭和二十八年生れ（三月生れを除く）の乳児一四、四七一名のうち、受検者は六五%の九、三六二名、また昭和二十七年生れの幼児一六、四〇七名のうち受検者は五三%の八、六二三名の成績をこのほど開かれた県の審査会で、これらの受検者のうちから、次のとおり優秀な乳幼児と模範愛育村、功労者、乳児院などが選ばれ、五月五日の「子供の日」に知事から表彰されることになっています。

なお入選した昭和二十八年三月生れの男女各十名の赤ちゃんたちは、県代表として全日本赤ちゃんコンクールに参加することになっています。

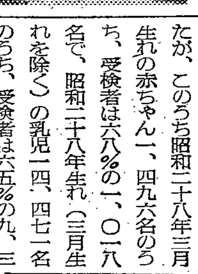

【二十八年三月生れ】
男子①雑賀忠仁（和歌山市紀三井寺、公吏忠興氏二男）②山口道夫（海草郡下津町、医師禎夫氏長男）③栗山隆（和歌山市駿河町、昆布商藤吉氏二男）④鷲山智（那賀郡田中村、鉄道員信忠氏長男）⑤湯浅利輝（和歌山市吉田、川魚業一男氏長男）女子①松本啓子（和歌山市岡戸、会社員善行氏長女）②根無加代子（和歌山市鳴神、会社員力二郎氏二女）③宮本真弓（田辺市芳養町、保安隊員俊一氏長女）④貴志圭子（和歌山市宇治、会社員弘氏長女）⑤石川都子（有田郡南広町、牛乳業勝美氏長女）

【最優良模範愛育市町村】
西牟婁郡　生馬村

【母子衛生功労者】
大橋義智（役場吏員）
西牟婁郡　生馬村二三五

【優良乳児院】
海南市乳児院（海南市日方）

【特別母子衛生功労者】
生馬　茂（医師）
和歌山市吉田九二
有田静子（助産婦）
和歌山市北田辺町四五

山火事を防ごう

今国を挙げて荒れた山々を元の緑の山に取戻そうとして農山村といわず都会にも緑化運動が展開され植林を真剣にお奨めしています。丁度今が植樹の好季節でもありますからどうぞ皆さん山に限らず空地のある所にも一本でも多くの木を植えて下さい。

ところでこの季節は又毎年人家も山もしきりに火事で焼ける事が非常に多いのです。

本県は全国でも稀な火災県でありますが、最近十ケ年の被害は平均しますと毎年三十七件の山火事を起し約一千町歩余の山林を焼失していることになります。

本県で一年に植林される面積は約一万二千町歩であるのに焼ける面積は約一千町歩ですから折角一生懸命に植えた山も一方ではこのように焼かれて行くのではいつまで経っても全部の山を緑で蔽うことはできないでしょう。

山火事の原因は一〇〇%まで吾々の不注意から起っており今発生した原因を見ますと

焚火の不始末によるもの　一四件
煙草の不始末によるもの　七件
不明なるもの　五件
火入の延焼によるもの　二件
炭焼きの結果によるもの　二件
その他　七件

となって居ります。

気候がよくなると、都会に近い山や野にハイキングする人々が増してきます。山村でも山菜採りに山へ入る人又開墾や採草に火入する人が多くなります。こんな季節には誰しも浮き浮きしているので焚火や煙草を充分始末することをうっかり忘れる。その上山は非常に焼け易い状態にあるから火事の起り易いことはよく御存じと思いますが、人家の火事の恐ろしさは知っておっても山火事の恐ろしさ、消し止める困難さを一般の方は御存じないでしょうか。

山火事の消防は人家の消防に比べて非常に困難しなければなりません。山火事は一般に路のないような辺鄙な場所に起るから消防に駆けつけるのに難儀する。現場は険阻であったり障碍が多く広い地域の山坂を駈け回らねばならず、又長い時間中には幾日も燃えつづける事さえあるので忙しい農山村の人には長い時間消防に従事させられる危険と疲労と時間の浪費をさせられるのです。

昭和十八年三月には古座川流域と大返路地区の二ケ所で五日間も燃え続けて約一万五千町歩を焼失した記録があります。

大切な山の資源を失ってしまう外にこんな社会的迷惑をかけることになりますから、火事を出して人さわがせをする前にお互が注意して火事を出さないように用心致しましょう。

皆さん焚火をしたらもう一度立ち止って確めておられますか。

吸ったタバコやマッチのもえさしを捨てるのに安全に消えたか確めて捨てておられますか。

こんな簡単で一寸した注意があれば恐しい火事も起さず済むことでしょう。

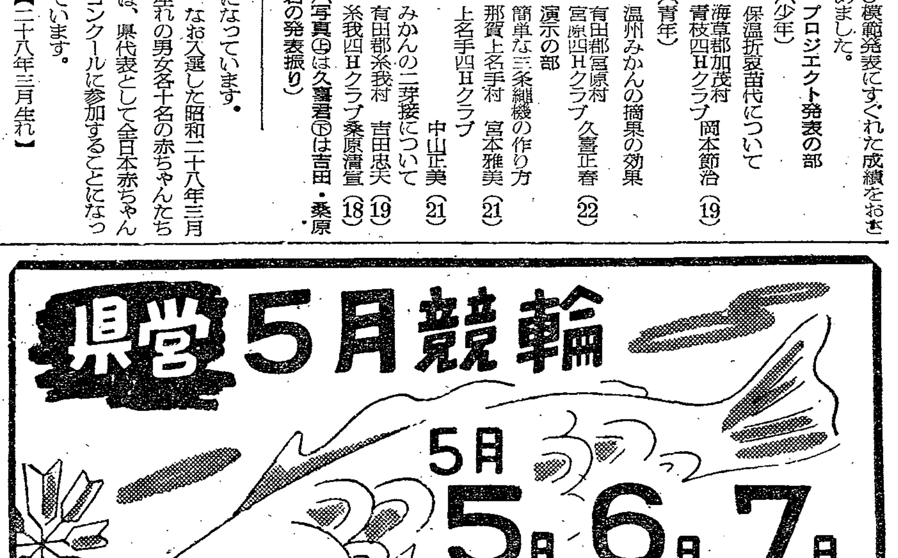

家を建てましょう

市町村営 公営住宅 第二期三ヶ年計画で

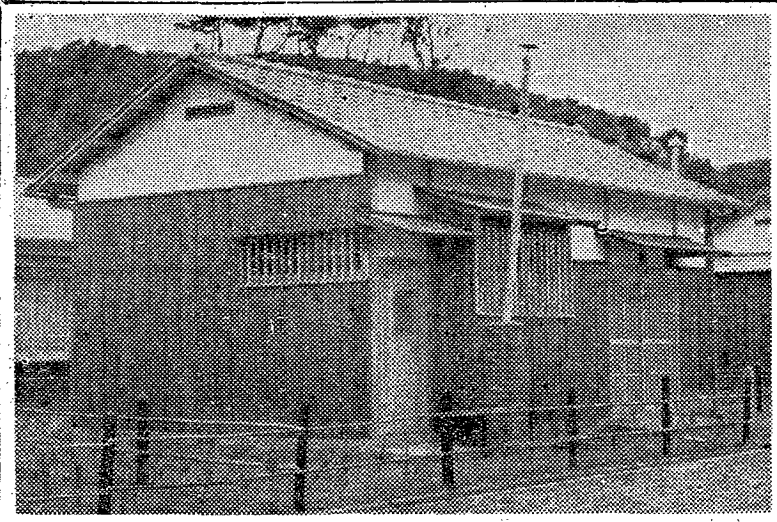

皆様の生活のうち、衣と食と住が最も大きな大切な問題です。衣と食は大体戦前並によくなってきましたが、住宅は人口が増えたり、古くなったり或は風水害でこわされたりして、いまなお住宅不足が悩みのたねになっています。住宅難を解決するためには、色々な方法がありますが、国が力を入れている大きな方法は、公営住宅法によって国の補助金をもらい、市町村営の借家を建てることです。昨年の大災害のために二万戸近い家が流れたり、こわれたりしましたが、災害救助法によって三千戸程の応急住宅を建てた一方、この公営住宅法の災害特例によって、二十八年度二千四十五戸、二十九年度千二百戸合計三千四十五戸の市町村営の災害公営住宅が建つことになっています。

しかし公営住宅法の本当の目的は長期計画によって、県や市町村が住宅に困っている人のために、借家を建てることにあります。では昭和二十七年から始った市町村営一般公営住宅、第一期三ヵ年計画では何戸の家が建てられるでしょうか。うちわけは図表のとおりで、千五十戸となっており、本県の枠千二百六十五戸の八三%が建築され、これは全国平均六九%にくらべて非常によい成績です。が住宅不足の程度からみて、いくら借家を建てても、もうこれでよいということはありません。さらに懸命に、さらに熱心にこの市町村営の借家を建てましょう。住宅不足にみんなが力をあわせ熱心に努力することが、いま強く叫ばれている自力再建県民運動につながるものであり、県民の皆様の熱意によって、衣食住の中の住を確保し、新生活運動へのりだすことになり、住の安定がひいては産業振興のもとなる訳です。

そしてその手段としては、丁度公営住宅、すなわち市町村が建てる借家の第二期三ヵ年計画をたてて建設省へ出す時期になっています。しかも大切なことは、この三ヵ年計画を市町村から出しておかないと、その市町村は向う三ヵ年間、途中で公営住宅を建てたいと思っても認められないことになっています。

だからぜひ市町村営の借家を建てて欲しい場合は、市町村民の方々が市町村長や、市町村会によく相談され、市町村が公営住宅を建てる希望を県の建築課まで出して下さい。

この借家に二分の一、または三分の二国庫補助で、市町村負担分の約半分は起債が認められます。つまり国の大きな援助を得て市町村は有利な財産ができ、住宅に困っている市町村民が立派な借家へ住めるわけで一石二鳥の事業なのです。

皆様の盛りあがる熱意と努力で、この有利な公営住宅をどしどし建てて下さい。そのために計画を忘れずに提出されるようお願いします。(写真は木造住宅第一種)

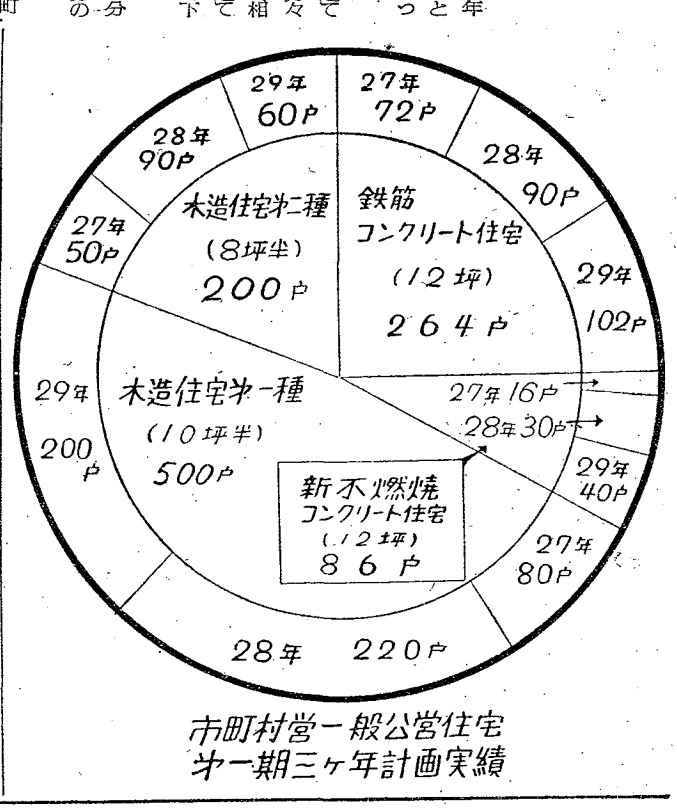

市町村営一般公営住宅 第一期三ヶ年計画実績

公務傷病 恩給を支給

旧軍人・準軍人に

昭和二十八年法律第百五十五号(恩給法を一部改正する法律附則第二十二条)の施行にともない、本年四月一日から過去軍人在職期間内に、公務のため傷病疾病をうけたために退職した方で、その傷病の程度が不具廃疾(恩給法上では旧第六項症以上となっています)に至らない方に対して、それぞれの障害の程度に応じて、増加恩給・傷病年金(請求者の選択によって傷病賜金(一時金)を還ることもできます)が支給されることとなりました。そのあらましは次のとおりです。

資格の範囲

(一)軍人恩給廃止前(昭和二十一年二月一日勅令第六十八号)に公務傷病による障害の程度が旧第七項症から旧第四款症までの傷病恩給をうけたことのある者

(二)軍人恩給廃止後、昭和二十九年三月三十一日までに、公務傷病による障害の程度が旧第七項症から旧第四款症までの傷病賜金をうけたことのある者であって本年四月一日現在の症状が旧第七項症から旧第四款症程度であること。

(三)過去において旧第一目症から旧第四目症までの傷病賜金を受けた下士官、兵がその後他に認めるべき原因なくして、その公務傷病が増悪し本年四月一日現在の症状が旧第七項症から旧第四款症程度であること。

(四)過去において旧第六項症の有期の増加恩給を受け、その給与終期において行った再審査請求の際、旧第六項症の程度に達していないとの理由により恩給局で却下されたもので、その傷病の程度が本年四月一日現在、旧第七項症から旧第四款症の程度にあるもの。

(五)前各号のうち本年四月一日において、公務傷病による障害の程度が旧第四款の程度にも達していないが、その後認めるような原因なく症状が増悪して旧第四款症の程度に達したもの。

であって、いずれも軍人退職後、普通恩給をうける権利を失うべき事由(三年を越える懲役または禁錮の刑等)に該当しなかった場合に支給されることになります。

恩給金額

傷病程度	将校	準士官	下士官	兵
旧第一款症	一五四(七四八)	一五一(七三四)	一四七(七一四)	一四〇(六八〇)
旧第二款症	一三二(六五五)	一三〇(六四三)	一二六(六二五)	一二〇(五九五)
旧第三款症	一一〇(五五一)	一〇八(五五二)	一〇五(五三八)	一〇〇(五一〇)
旧第四款症	九九(四六八)	九七(四五九)	九五(四四六)	九〇(四二六)

註　金額の単位は百円。(　)内は傷病賜金(一時金)を示す

請求期間

前記の(一)ー(四)までは本年四月一日から七年間。(五)については、その程度に達した日から七年間。となっていますからその期間を失せず請求して下さい。

お提出すべき書類様式、記載方法等その他詳細なことについては在住の市町村役場、又は県世話課にお問合せ下さい。

春の大掃除

健康で快適な明るい生活は、その生活の環境からくる

春が来た

さあ、皆んな揃って大掃除

ハエ、蚊のふえない今のうち

先ずお天気のよい日を選んで家の中から外へと、次の順序で敢しましょう

▲服装の用意、古い上衣がズボン、お母さん方やお嬢さん方はモンペが都合がよい。帽子(又は手拭)マスク、手袋を忘れずに。

▲戸障子をはずして日光空気の出入をよくする。

▲たんす、戸棚を外へ運び出す

▲畳を外へ運び出し裏から日光を充分あてて乾かす。

▲天井のすす払いをする。

▲家の中のごみを払い出すには上から下へ、奥から玄関へ、風上から風下へと考えて。

▲床板はできるだけ、たくさんはずして風通しをよくする。

▲天井や床下のごみをはき出すときは、ネズミの巣に注意して、これを取除く。

▲床下のごみ、畳下のごみの中には蚤の卵、幼虫をたくさん含んでいるから、はき集めて焼く。

▲縁の下、床下の湿って居る場所は、石灰の五〇倍乃至一〇〇倍液で拭く。

▲押入の中、神棚、仏だんはほこりをはたくか、よくしぼった雑巾でふく。

▲畳は充分乾いてから、たわしでへりのごみをとり、箒でよくたたく。

▲床に新聞紙をなるべくたくさんかさねてしきつめる。その上にD・D・TまたはB・H・Cの粉末を充分まいて、畳をしきつめる。その上をもう一度よく掃き、クレゾール石鹸液、逆性石鹸液のうすめた水できれいに雑巾がけをする。それが終ったらたんす、戸棚、戸障子をきれいにして家の中に入れる。

▲家の中が全部すんだら屋外の始末をする。特に倉庫、下水流し場、便所の外側のふた、ごみ箱、井戸、水溜り等、こわれた所は修繕し埋土をしたり、どぶさらえを必ず実行したい。どぶからあげた泥土は二ー三日乾かすかそのまま適当な所に埋めるようにする。

▲最後にごみの始末ですが、燃える物は焼き、埋められるものは埋め、つとめて量をへらす。

▲手を洗い、口をすすぎ入浴する。

食中毒に御注意

一セージの類は必ず一度火をとおしてから調理すると共に、調理の際は砂糖、塩、醤油をよくきかす。又折詰箱は土間その他に、においの嫌いな人は逆性石鹸の五〇倍乃至一〇〇倍液で拭く。

▲押入の中、神棚、仏だんはほこりをはたくか、よくしぼった雑巾でふく。

▲畳は充分乾いてから、たわしでへりのごみをとり、箒でよくたたく。

行楽のシーズンと共に、食中毒の季節が訪れて来る。特にこれから夏にかけて、折詰弁当による中毒が目立って多い。

これは材料が古かったり、取扱いが不潔であったりという一寸した不注意が原因で起っている。例えば調理の前の手洗いが不充分であるとか、材料が保存よく洗う等充分注意すると共に折詰を注文する時にも衛生的な信用のある専門の店に頼む等の心掛が必要です。

現在保健所では、飲食店、仕出屋、旅館等で団体の注文により折詰を作る時には検食を提出させて検査したり、又届出によって現場指導を行う等、県民の方に安心して召上っていただけるよう食品監視に努力しているので、良識ある協力をお願いしたい。
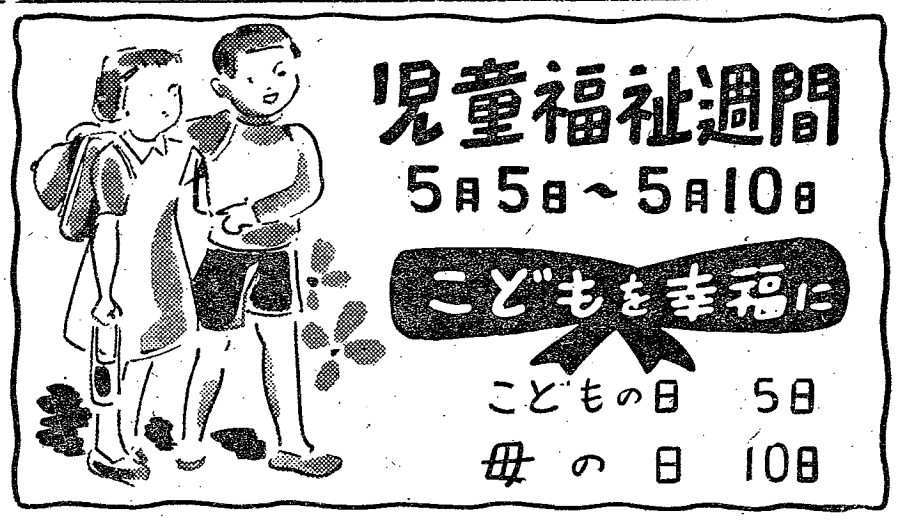
不潔な店とか、食物がおかしいと思われた場合の連絡は、次に発生する食中毒、その他伝染病を防ぐことになるのです。